

FTA の経済分析

—日本の FTA を中心に—

2013 年度研究演習 I 利光ゼミナール

FTA チーム・メンバー：吉田（健）、吉田（章）、泉、新谷、山崎、

1. はじめに—問題意識と本稿の目的—

1. 1 TPP 交渉について

いま、日本では TPP に参加すべきかどうかについて、大きな議論が沸き起こっている。TPP とは、現在、アメリカ、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、チリなど 9 か国の環太平洋諸国の間で交渉が進められている経済連携協定のことである。そこで、まずはこの問題を考えるにあたって TPP 参加によるメリット、デメリットについて考えてみた。

TPP に参加するメリットは、大まかに言えば、関税の撤廃により貿易の自由化が進み日本製品の輸出額が増大すること。整備・貿易障壁の撤廃により、大手製造業企業にとっては企業内貿易が効率化し、利益が増えること。鎖国状態から脱しグローバル化を加速させることにより、GDP が 10 年間で 2.7 兆円増加すると見積もられていること。などが挙げられており、逆に TPP 参加によるデメリットとしては、海外の安価な商品が流入することによってデフレを引き起こす可能性があること。関税の撤廃により米国などから安い農作物が流入し、日本の農業に大きなダメージを与えること。食品添加物・遺伝子組み換え食品・残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされること。医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がると危惧されていること。などが主に挙げられている。これらの問題は私たち日本国民に直接影響を及ぼす問題であるので、もっと国民の一人一人が真剣に向き合うべき問題なのである。

2013 年 12 月の時点で、年内に合意の大枠に調印するとされていたが、会合で主要問題点の解決に至らなかったことから、その目標は達成されなかった。関税の問題が大きく、コメや牛肉、乳製品など農産品の重要 5 分野に関して関税維持を改めて求めるようである。

このようなメリット、デメリットがあげられるが、TPP 参加の是非を考えるにあたって、とりわけ FTA（自由貿易協定）という物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁など、通商上の障壁を取り除く国際協定が数年前から日本と多くの国の間で結ばれていることに注目した。TPP はアジア大洋州地域で交渉が進む多国間 FTA であると考えられている。そこで、本稿では日本の FTA を中心に考察を進めてみることにした。そのためにまず、FTA（EPA）に関する定義を明確にしておく。

1. 2 WTO における RTA（地域貿易協定）に関する定義

地域貿易協定（RTA: Regional Trade Agreement）とは、自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）と関税同盟（Customs Union）との総称である。RTA は現在、546 の地域の国で協定が結ばれている（図 1.1 参照）。RTA は WTO 協定においては最恵国待遇（MFN: Most-Favored-Nation Treatment）原則¹の例外として認められているが、その原則の空洞

¹ 最恵国待遇（Most favored nation(MFN) treatment）とは、通商条約、商航海条約において、

化を防ぐために、RTA を設ける際に満たすべき要件が、モノの貿易については、GATT 第 24 条（表 1.1 参照）において、またサービス貿易については、GATS 第 5 条（表 1.2 参照）においてそれぞれ定められている。

FTA（自由貿易協定）は、特定の複数国や地域で、域内の関税を撤廃し、数量の制限などの貿易障壁となるものをなくすことで自由貿易の発展を狙う、貿易における国際協定のことであり、相互に物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定である。1990 年代から特に広まりをみせているのだ。2 力国間で結ばれることが最も多いが、NAFTA（北米自由貿易協定）や AFTA（ASEAN 自由貿易地域）など多国間で結ばれることもある。無差別で自由な貿易を促進する WTO も、無差別原則の例外としてこれを認めている。日本は当初から、より幅広い分野を含む EPA を推進してきている。近年世界で締結されている FTA の中には、日本の EPA 同様、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、様々な新しい分野を含むものも見受けられる。モノだけでなく、サービスや投資なども含めたより広範囲な分野での取引の自由化が含まれる。従って、他国に先んじて優先的な利益を得ることが可能である。

メリットとしては自由貿易の促進拡大や、貿易相手国との経済的な連携強化があげら

ある国が対象となる国に対して、関税などについて別の第三国に対する優遇処置と同様の処置を供することを、現在及び将来において約束することである。最恵国待遇には、条件つき最恵国待遇と無条件最恵国待遇、双務的最恵国待遇と片務的最恵国待遇などがあるが、現在では無条件最恵国待遇が一般的である。最恵国待遇は内国民待遇とともに、外国において差別を受けることなく公正な貿易や商取引などを保障するための重要な役割を果たしている。GATT 第 1 条と同様に、WTO1 条には特定国に与えた最も有利な貿易条件は全加盟国に平等に適用することが明記されている。しかしながら、国際収支赤字を理由に発展途上国の輸入制限を認める（12 条）ことや、エスケープ・クローズ（緊急輸入制限：セーフガード）（19 条）、また途上国支援を目的とした特惠関税などを例外として認めている。かつての日本による米の輸入数量制限（ウルグアイ・ラウンドで話し合われた）や乳製品、木材、皮革などの残存輸入制限は WTO の事実上の逸脱といわれるのだ。自由貿易の無差別原則で最も重要なものは、最恵国待遇と内国民待遇である。最恵国待遇とは通商、関税、航海などをめぐる二国間取り決めの際し、当事国が他の第三国に対して与えているか、あるいは将来与える利益、待遇（低率の関税や船舶の入出港の自由など）のうち、より不利にならない待遇を相手国に与えることである。GATT の第 1 条では「輸出入についていずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他の全ての締約国の同種の産品に対して即時かつ無条件に与える」と規定しており、GATT 締約国には最恵国待遇が自動的に適用される。最恵国待遇の適用対象は、GATT においては関税、輸出入規則、内国税規則、例外的に認められる数量割り当てや関税割り当てなどであるが、WTO 体制では運輸、観光、通信、金融、保険、知的財産権などのサービス分野についても適用される。なお、最恵国待遇原則に対して、地域統合（GATT24 条）と発展途上国に関する一般特惠の例外規定がある。

れる。協定国間における投資拡大の効果も期待される。また、地域間における競争促進によって、国内経済の活性化や、地域全体における効率的な産業の再配置が行われ、生産性向上のメリットも期待される。政治的メリットとしては、協定国間の地域紛争や政治的軋轢の軽減や、地域間の信頼関係の熟成が期待され、また貿易上の問題点や労働力問題なども、各国が個々に対応するよりも協定地域間全体として対応をすることができる。

一方で、自由競争が起こることにより協定推進の立場の国や人々は、地域間における生産や開発の自由競争や合理化を前提にしていることが多く、自国に立地の優位性がない場合、相手国に産業や生産拠点が移転する可能性がある。このため、国内で競争力があまり強くない産業や生産品目が打撃を受け、国内消費者が求める生産品の品質を満たせない製品が市場に氾濫するなど、生産者にとっても消費者にとってもデメリットが生じる可能性が存在する。国外から入ってきた製品が独特のニーズに応えられるかどうかは未知数であり、他の FTA 地域で起きたメリットと同じことが、また別の国家間で結ばれた FTA においても起こるとは限らず、むしろ国民が望まない方向へ経済的にも政治的にも進む可能性もある。

ノーベル経済学賞受賞者であるポール・クルーグマンは、国際貿易に無知な人ほど自由貿易の効力に幻想を抱きがちであると述べる。自由貿易が経済にポジティブに作用するような神話がつくられやすい傾向があるが、貿易を専門とする経済学者はそのような仰々しい見解を自由貿易に抱いているわけではない。また自由貿易は雇用創出をもたらさない。一般論として、輸出増で増えた分の雇用が輸入増での雇用減によって相殺されてしまうからである。日本では 2002 年 1 月に初めてシンガポールと地域貿易協定が締結された。

なお、EPA（経済連携協定）とは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。その中でも、貿易の自由化にフォーカスを当てている。

また、CU（関税同盟）とは、二つ以上の国家が共同の関税地域を設け、この地域内における関税その他の貿易制限を撤廃し、地域外の国家に対しては共通の関税率やその他の貿易規制を適用することを目的とする協定である。関税同盟は、外部に対する関税に共通の制度を適用することを伴う自由貿易地域。参加国は、外部地域との貿易について共通の政策を策定しているが、場合によっては異なる輸入割当を適用している。また共通競争政策も競争の障壁を回避する効果を持っている。加盟国間の関税その他の貿易制限は撤廃するが、地域外への関税率等については各国が決定権を保持する場合を自由貿易地域という。関税同盟に加えて、資本や労働移動の制限をも廃止し、さらに金融政策・財政政策等についても加盟国間相互の調整を行う場合を、それぞれ共同市場、経済同盟という。一例として、EU があげられる。

1. 3 以下の構成

本稿では、TPP、すなわち環太平洋州国々との貿易や投資を含む経済連携協定であるが、貿易以外の部分については本稿では考察の対象外とし、主として日本の FTA に着目する。ただし、関連する場合、EPA についても触れる。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、FTA の現在までの推移について、世界経済全体、および日本に関するものを取り上げる。第3節では、まず、FTA の経済的効果に関して、Johnson の小国モデルにしたがって、貿易創出効果と貿易転換効果について要約する。加えて、現在でも見られるように、多数の多様な国々との FTA の締結に伴うコストに関して、Bhagwati が提唱した「スパゲッティボール現象」についての説明をする。第4節では、データを用いて、日本にとっての FTA の経済的効果、すなわち締結国と非締結国との貿易額の推移に関する比較分析を行う。最後に第5節では、今までの議論を要約し、今後の課題を指摘する。

2. FTA の経緯と現状

2.1 日本の通商政策と FTA 戦略

経済グローバル化が進展するなか、自由貿易体制の維持強化が重要であり、WTO の果たす役割は依然として大きい。WTO で実現できる水準を超えた、あるいはカバーされていない分野における連携の強化を図る手段として FTA を結ぶことは、日本の対外経済関係の幅を広げる上で意味が大きい。EU、アメリカは大規模な地域経済貿易網の構築と、WTO 交渉の両方を睨んだ政策を追求しており、今回の新グラウンドは、このような大規模地域統合が構築される前の最後の多角的貿易交渉といえる。日本としても、WTO 交渉のみならず、FTA の動きも視野に入れた対外経済関係の強化を行う必要がある。FTA を推進する具体的メリットとして、経済上のメリットと政治外交上のメリットがあげられる。経済上の利点は、輸出入市場の拡大・より効果的な産業構造への転換・競争条件の改善・経済問題の政治問題化を最小化し、制度の拡大やハーモニゼーションをもたらすことなどがあり、政治外交上の利点としては、WTO 交渉における交渉力を増大させるとともに、FTA 交渉の結果を WTO へ広げ、WTO の加速化につなげる。また、経済的な相互依存を深めることにより相手との政治的信頼感も生まれ、日本のグローバルな外交的影響力・利益を拡大することにつながる。FTA 推進にあたり留意すべき点もある。それは、WTO 協定との整合性と国内産業への影響である。地域貿易取り決め (RTA) 形成前よりも関税等が高度または制限的なものであってはならない、実質上のすべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止する、原則として 10 年以内に RTA を完成させるという 3 点を確保し、実質上のすべての貿易については、貿易額で国際的にみて遜色のない基準を実現する自由化を達成すべきである。(NAFTA 平均 99%、EU・メキシコ 97%) また、日本の市場開放から生じる痛みを伴わずに FTA

の利益は確保できないが、日本の産業構造高度化にとって必要なプロセスと考えるべきである。人の移動をはじめいくつかの規制分野、あるいは農業分野における市場開放と構造改革の在り方は避けて通れない問題である。FTA を日本の経済改革につなげていく姿勢抜きには、日本全体の国際競争力を強化する手段としての目的は達成できない。当面はシンガポールとの経済連携協定をベースにすることが選択肢としてあり得るが、柔軟に考えるべきであり、シンガポール・プラスあるいはマイナスもあり得るし、特定の分野（投資・サービス）の先行ないし限定もあり得る。他の地域の経済統合に比肩し得るものとするよう、可能な限り高度な自由化を広範囲な分野で行うことを目指すべきである。アフリカを含む発展途上国の経済発展を促すためには、FTA 締結も政策的手段の一つとして考えられる。

日本は東アジア、北米、欧州の3地域を主要パートナーとしており、この3地域が日本貿易の8割を占めている。しかし、先進国同士の北米、欧州に比べて、東アジアとのFTA が更なる自由化を通じ最も大きな追加的利益を生み出す。関税率をとってみても、単純平均した関税率は、米国3.6%、EU4.1%、中国10%、マレーシア14.5%、韓国16.1%、フィリピン25.6%、インドネシア37.5%となっており、日本産品は最も貿易額の多い東アジア地域において最も高い関税を課されている。ASEAN や中国との競争に晒され、多くがその生産拠点を東アジアに移している日本企業にとっても東アジアの自由化を進めていくことは円滑な企業活動に資する。日本がFTA を進めていく際、地域システムの構築による広い意味での政治的・経済的安定の確保を考慮する必要がある。また、緊密な経済関係を有しつつも、比較的高い貿易障壁の存在故に日本経済の拡大の障害の残る国・地域とのFTA 締結を優先すべきである。かかる観点からは、東アジアが有力な交渉相手地域となり、現実的可能性による基準、政治的外交的基準に鑑みれば、韓国およびASEAN がまず交渉相手となる。同時にNAFTA およびEU とのFTA 締結により、日本企業が相対的に高い関税を支払わされているメキシコについても早急な対応が求められる。まずは、韓国およびASEAN とのFTA を追求し、中長期的にはそうした土台の上に、中国を含む他の東アジア諸国・地域とのFTA にも取り組むべきである。

次に、FTA 比率の推移を見ていく（図2.1参照）。2002年シンガポールと締結（FTA 比率2.55%。以下、同様）。2005年メキシコと締結（3.11%）。2006年マレーシアと締結（5.52%）。2007年チリ、タイと締結（9.61%）。2008年インドネシア、ブルネイ、ASEAN（カンボジアを除く）、フィリピンと締結（14.1%）。2009年カンボジア、スイス、ベトナムと締結（16.52%）。2011年インドと締結（18.43%）。2012年ペルーと締結（18.93%）。したがって、2012年現在で、FTA 締結国は13か国、FTA 比率は18.93%となっている。

3. FTA の経済効果に関する理論

FTA の経済効果に関して、2つの理論的な枠組みを要約する。すなわち、Johnson の

小国モデルに依拠して、FTA の締結による輸入国にとっての効果（貿易創出効果と貿易転換効果）を説明する。また、言うまでもなく、締結により輸出側はそれまでの輸入関税が撤廃されたことにより輸出の拡大が見込まれ、当然、プラスの経済的な効果が考えられる。

ところで、こうした FTA の形成が、多数の国どうしの間でそれぞれ独自に行われるようになると、経済的な効率性に問題が生じることを指摘したのは Bhagwati (2008) である。ここでは、「スパゲッティボール現象」としてその問題を説明する。

3. 1 FTA の静態効果について—Johnson の小国モデル—

FTA に関する理論としては、通常関税引き下げを通じて資源配分の効率性に影響を与える静態効果と、生産性上昇や資本蓄積等を通じて経済成長に影響を与える動態効果の 2 つの効果に分類される。ここでは、静態効果について論じていく。

FTA の静態効果は貿易創出効果と貿易転換効果である。貿易創出効果とは、関税撤廃によって域内貿易が拡大することによる効果を指す。ある財の輸入国は国内価格が低下して消費者の利益が増大する。他方輸出国は輸出拡大によって生産者の利益が増大する。このため、域内国の経済厚生が増加する。つまり、域内国にとって好ましい効果である。貿易転換効果とは、関税撤廃の対象国が域内のみ限定されるため、低コストで生産可能な域外国からの輸入に対する関税が残存する。その結果として、生産効率の良い域外国からの輸入が、生産効率は悪いが関税が賦課されない域内国からの輸入に転換される場合が発生する。これは域内国の経済厚生を減少させる効果である。この 2 つの相反する効果の大小によって、地域貿易協定が域内国の経済厚生を増加させるか低下させるかが決まる。貿易創出効果と貿易転換効果の概念については、Viner の原義、Viner 型、Johnson 型の 3 つに整理できる。説明は省略するが、Viner の定義では、貿易転換効果に生産代替効果と消費代替効果を導入すると、FTA の形成によって貿易転換が生じても、当該国の厚生が上昇するという「貿易転換のパラドクス」が起こりうる。また、生産代替効果を認めると貿易創出と貿易転換に関して、Viner の原義と慣用としての Viner 型の定義との間に矛盾が起こるようになる。この 2 つの問題を解消するために Johnson は貿易創出と貿易転換に関して Viner とは異なる定義を提唱している。Johnson の定義は、FTA の生産効果と消費効果を含んだ部分均衡モデルとして広く用いられている。ここでは、その Johnson の定義を説明する。

図 3.1 では、輸入財を考え、縦軸は価格、横軸は数量を表す。ここで、DD は自国 A の需要曲線を、SS は供給曲線を示す。当初、国 A は財の輸入に対して、すべての国に無差別的に T だけの関税を課していたとする。このとき $P_c < P_b$ であるから当然、 $P_c + T < P_b + T$ であり、国 A は財を国 C から輸入していることになる。国内価格は $P_c + T$ であり、国内生産量は X_0 、国内需要量は C_0 、国 C からの輸入量は $C_0 - X_0$ となる。ここで国 A が国 B と FTA を形成し、国 B に対してだけ関税を撤廃する一方、国 C に対しては T を課し続けるとする。この時、 $P_b < P_c + T$ となり、国 C からの関税込み

の供給価格は国 B の供給価格を上回り、国 A の財の輸入先は域外国 C から域内国 B にシフトする。国 A は国 B から $C1 - C0$ だけ輸入し、国内生産量は $X1$ 、国内消費量は $C1$ である。国 B と FTA を形成したことで輸入財の国内価格は低下し、国内生産量は減少するが、輸入量と国内消費量は増加する。このケースにおける国 A の国内余剰の変化をたどると、国内価格の低下によって消費者余剰は $a + b + c + d$ だけ増加し、これは国 A にとっては利益であるが、生産者余剰は a だけ低下し、またそれまで国 C からの輸入から得ていた関税収入 $c + e$ も消失し、これらは国 A にとっては損失になる。そのため利益から損失を引いた純厚生変化分は $b + d - e$ となる、これはプラスにもマイナスにもなり、「貿易転換のパラドックス」を示すことができる。

Johnson はこれらの変化全体を貿易転換と呼ぶ代わりに、新たな定義を提示した。まず、厚生の増加分のうち、 b の部分は国内価格の低下によって効率的ではなかった国内生産 $X0 - X1$ が新たな輸入に置き換わったことから生じる利益である。これは、貿易創出の生産効果と呼ばれる。また d の部分の利益は、国内価格の低下によって財への需要が増え、輸入量が新たに $C1 - C0$ だけ増えたことから来る利益である。これを貿易創出の消費効果と呼ぶ。そしてこの両者を併せて貿易創出効果と定義するのである。一方、 e の部分の厚生損失は、輸入先を最も効率的に財を生産可能で低価格で供給できる国 C から、国 C と比較すると高価格の国 B に転換したことによるものであり、Johnson はこの部分のみを貿易転換効果としている。すなわち、FTA の形成によって輸入財供給国が域外国から域内国に転換した場合に、以前の域外国からの輸入量と新たな発生した域内国からの輸入量とを比較し、以前の輸入量の部分を貿易転換、以前の輸入量と比較し新規に増えた部分を貿易創出と解釈する。このようにすると、貿易創出は常にプラスの効果を持ち、貿易転換は常にマイナスの効果を持ち、両効果の扱いが容易になると Johnson は述べている。

では、どういった国と FTA を締結すればプラスの効果を持つ貿易創出を大きくし、マイナスの効果を持つ貿易転換を小さくすることができるのか。それは、FTA 締結前の関税率が大きく関係している。図 3.1 において、 $P_c + T$ で T の値を大きくしたものが図 3.2 である。また、同じく T の値を低くしたものが図 3.3 である。図 3.2 と図 3.3 を比較してわかるように、FTA 締結前の関税が高いほうが b と d の貿易創出効果が大きくなり、 e の貿易転換効果は小さくなっている。このことから、FTA 締結前の関税が高いほうが、FTA の効果が大きいことがわかる。

3. 2 スパゲティボール現象による経済効率性の損失

スパゲティボール現象とは、EPA や FTA などの貿易協定において、各国の 2 国間協定が増えていくと、様々な内容の貿易ルール（例外規定など）乱立して、自由貿易政策が停滞してしまう現象だ。WTO では、WTO 加盟国の産品であればどの国の産品でも同じ関税率が適用されるため、原産地規則が通常は意味を持たないのに、FTA では、特定国の産品だけ関税が軽減・撤廃され、関税が軽減・撤廃される品目を特定するために

原産地規則が意味をもつ。

原産地規則とは、貿易商品の原産地がどこの国であるのか、「商品の国籍」を判定するためのルール。FTA などの貿易協定が増加するにつれ、貿易システムはより複雑になることが予想される。複雑な原産地規則（製品の原産国を決める規則）を作ると原産地の確定が難しくなって、ビジネスコストさらには行政コストが上がり、さらに複雑な原産地規則が FTA ごとに違っていると、企業も行政もますます理解が難しくなり、使いこなすコストが高くなるのだ。

企業活動のグローバル化や水平分業の進展に伴い、複数国の原料・部品を使用し複数国で加工して完成品が出来上がるというケースが増え、「商品の国籍」を 1 カ国に特定することが難しくなっている。現実には、EU の市場統合や、北米自由貿易協定などの地域統合が進むにつれ、その商品が域内原産なのか域外原産なのかの区別の重要性が増してきたこと、さらには、アンチ・ダンピング関税と関連して、ダンピングと認定された国の原産か、第 3 国で生産されたかが重要な問題となっている。WTO では、ローカルコンテスト（現地調達率）の要求は GATT 違反の措置として禁止されたが、原産地規則の国際的統一は、WTO の今後の問題である。

締結国が独自に域外関税を設定する FTA においては、域外関税率が相対的に低い国を通じた域内他国への迂回輸出行為を防ぐために、輸入品の原産地を特定する必要が生じる。原産地規則は(i) 関税分類変更基準、(ii) 加工工程基準、(iii) 付加価値基準などの基準により輸入品の原産地を特定しており、基準の適用方法は各 FTA により異なる。

生産者は特惠的な貿易自由化のメリットを享受するために域内生産や中間財の域内調達を増加させるため、原産地規則は中間財に対する「偽装された保護主義」を生み出し、中間財市場や企業の直接投資行動に新たな「歪み」を生じさせる。また、現地での適応能力の差を無視すれば、部品調達国の多様化や国境を越えた工程間分業の達成等の企業努力によりその生産効率性を高めた企業ほど原産地規則の機会費用が大きくなる傾向にある。そのため、高コスト企業の域内直接投資が相対的に増えるという「逆選択」の問題が引き起こされる可能性もある。経済的なコストのみならず、原産地規則の運用には大きな行政コストがかかる点も無視できない。Herin (1986) は EC と EFTA 間の FTA に関して、原産地と認証されるために必要なコストは本船積み込渡し価額の 3% から 5% にのぼると計測した。単純な解釈をすれば、FTA による関税の撤廃の裏には 3% から 5% の関税相当の新たな障壁が生み出されているのである。しかも関税収入が獲得できない分、経済厚生は同率の関税賦課時よりも悪化する。日本においても貿易関連団体から原産地規則の手続き円滑化の要望も出されており、企業にとって原産地規則のコストが無視できない事が示唆される。強調すべきは、多国間交渉による無差別な貿易自由化のケースと異なり、FTA による自由化は原産地規則を満たした生産者にのみ適用される「条件付き自由化」であるという点である。FTA 締結により見かけ上は貿易自由化が達成された後も、原産地規則を満たすことができない。生産者が多数存在する自体が生じ、実質的な貿易自由化の範囲は限定的になる可能性がある。実際、在メキ

シコ企業の NAFTA の原産地規則の遵守率は全体として 64%でしかないとの報告もある。輸送費・通信費など国際的な取引コストの低下によって、一般的に貿易は増大しますが、それに加えて、従来は一国の国内で行われていた生産工程が国境を越えて行われるようになることも、世界的な貿易量増大の一因であると考えられている。民間ビジネスのコスト要因となる可能性が指摘されている。EPA/FTA による特惠関税を活用する企業は、必ずある程度の「原産地規則遵守コスト」を負担することとなるが、そうしたコストが過大にならないように、我が国では、原産地規則に係る交渉において、製造工程及び貿易の実態に応じ、原産性をよりの確に表すとともに、遵守コストの面を含め、企業がより利用しやすいものとなるよう努めている。また、企業のコスト削減の観点から、既存の EPA/FTA における原産地規則との整合性を考慮するとともに、手続面においても、原産地証明の電子化・オンライン化を進める等の取組を行っている。また、現在交渉中の我が国と ASEAN との EPA のような広域の EPA においても、域内すべての国に対して同一の原産地規則・原産地証明書を利用することが可能となり、企業負担を軽減できるものと考えられる。

図 3.4 は Bhagwati (2008) が「スパゲティボール現象」について述べている論文を参考に作った 2013 年段階のイラストである。バグワティは、WTO の世界では、WTO 加盟国の産品であればどの国の産品でも同じ関税率が適用されるため、原産地規則が通常は意味を持たないのに、FTA では、特定国の産品だけ関税が軽減・撤廃され、関税が軽減・撤廃される品目を特定するために原産地規則が意味をもつことに着目している。この仕組みのために、経済効率性に基づく最適な生産ネットワークが採用されず、それゆえに経済効率性のみを考慮した対外投資も行われなくなる（投資転換効果）。

バグワティは、とくにその原産地規則をふまえて、経済効率性の優劣に基づけば考えられないような人為的な生産ネットワークが作られることを FTA の問題点と考えて、それを「スパゲティボール現象」と呼び、関税差を利用して、もっとも安い製品を消費国に輸出できるように、半製品や部品が FTA のネットワークを動き回る線を「スパゲティ」になぞらえ、それがさまざまに交錯する様子が、ボールの中のスパゲティのようだというわけでありこのイラストが出来上がる。「スパゲティボール現象」は、FTA によって、特定国産品の関税を軽減・撤廃すればかならず起こることで、FTA の作り方がいいかんで回避できるものではない。

4. 日本の FTA の経済的効果に関する実証的考察

4. 1 締結国との貿易額の推移

FTA の理論的考察を踏まえて、実際の貿易データを見る。貿易データについては、2000 年から 2012 年までの年間データを参考にしている。参照した国は日本が FTA を締結している国である、ベトナム、タイ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、フィリピン、

インドネシア、インド、スイス、メキシコ、ペルー、チリの 12 カ国に加えて ASEAN 諸国である。ASEAN 諸国に関しては、日本が一对一の FTA を行っている国と日本・ASEAN 包括的連携協定によって FTA を行っている国が重複しているが、そのような国は対日本の FTA と ASEAN 対日本の FTA の有利な条約を使うことができるので、FTA 締結年度は締結が早い年を用いることとした。

まず、輸入額に関するデータを参照する（図 4.1）。シンガポールは 2002 年までマイナス成長をしていたが、それ以降はプラスの成長にシフトしていることが見て取れる。メキシコは締結年以降安定した成長がなされているが、輸出データほどの大きな成長は見られていない。それ以降に FTA が発効されたマレーシア、タイ、チリも同様に、安定した成長を遂げているが、大きな成長はみられない。2008 年以降発効の国は、リーマン・ショックからの回復が大きい国が散見されており、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ブルネイの 4 カ国は、2008 年以前の水準にまで回復していることがわかる。

対 FTA 加入国との貿易総額のデータを参照すると、FTA 締結前後で大きな成長が見られる国は、メキシコの前年比 135%程度である。一方でリーマン・ショックからの回復は前年比平均 124%と高水準であり、特にチリ、カンボジア、インド、タイ、インドネシアなどの国は 130%を超える水準となっている。

次に、輸出に関するデータから見ることにする（図 4.2）。この輸出は、日本が貿易対象国に輸出しているデータで、締結年度順にデータを見ていく。まず、日本が最初に FTA を締結した国であるシンガポールの輸出データを見ると、2000 年から徐々に輸出額を下げ、2003 年以降から 2008 年までは徐々に成長を遂げている。2005 年に発効されたメキシコは、2006 年のデータで前年比 146%を記録するなど、大きく成長を遂げている。2006 年発効のマレーシアは FTA 締結前の関税率は高水準であったが、メキシコほどの輸出額の変化は見られなかった。2007 年発効のタイに関しては大きな成長は見られないが、チリは 54%の大きな成長をしている。2008 年には、日本・ASEAN 包括的連携協定によって多数の国と FTA が締結されているが、リーマン・ショックの影響により日本からの輸出額は度の国も大きく減少している。しかし、インドネシアに関しては翌年、前年比 60%ほどの成長をしており、大きく輸出額が回復していることがわかる。2009 年に発効された国の中で、スイスはリーマン・ショック前後で輸出額の減少がないことにプラスして、翌年以降も成長し続けている唯一の国である。

対 FTA 非加入国との貿易総額データ（図 4.3）を参照すると、全体として貿易額は横ばいに推移しており、安定的に成長している FTA との違いがよく分かる構造となっている。また、リーマン・ショック前後では、2009 年に FTA 加入国の前年比平均 75%という水準よりも 11%低い 64%となっており、翌年は 120%ほどになっている。

以上のデータから、FTA 加入国の FTA 加入前後のデータではあまり大きな成長などは見られなかったが、長期的なデータとして FTA 非加入国と比較してみると FTA 加入国は全体的に少しずつ成長していることがわかった。しかし、輸出額や輸入額、貿易総額といった生のデータだけでは、FTA の効果は実感しづらい部分がある一方で、日本の

貿易総額に占める FTA 締結国の割合は、2002 年の 3%から徐々に増え続け、08 年には 14%、最後に FTA が発効された 12 年には 19%と貿易総額の約 2 割を FTA 締結国が占めていることがわかり、日本の FTA 比率は今後さらに上がっていくと思われ、FTA がより重要視されていることがわかる。

5. おわりに—まとめと今後の課題—

実証分析では、FTA 締結後の国は全体的に安定した成長を遂げていることがわかった。特に、スイスなどといった、リーマン・ショック後に大きな貿易額の下落がなく成長を続けている国もあり、FTA の効果が現れているのではないかと考えられる。また、日本の FTA 締結数は 2002 年を最初に次々と増加していき、2012 年には FTA 比率は 12%にもなっており、最近では日・トルコ EPA の交渉が 2014 年内開始で合意されるなど日本の FTA は今後更に増えていくことが予想される。

ところで、本稿では Johnson の小国モデルによる貿易創出効果と貿易手転換効果について説明をしたが、データを利用した実証的な考察では、それに基づく詳細な計量的な分析ができていない。ただし、この部分について Urata and Okabe (2013)では、世界経済全体で現在までに締結された地域貿易協定に関する貿易創出効果と貿易転換効果についての計量的な分析をしている。我々はこのアプローチに依拠しながら、日本の FTA を中心に、代表的な貿易財ごとの計量的な分析をしていくことを考えている。特に、韓国や中国など、もともと関税率が高い国との FTA の締結による経済効果を実証的な考察を加える予定である。

参考文献

【著書・論文】

浦田秀次郎『日本の FTA 戦略』（日本新聞出版社、2002 年）

馬田啓一、浦田秀次郎、木村福成『日本の TPP 戦略: 課題と展望』（文眞堂、2012 年）

遠藤正寛『地域貿易協定の経済分析』（東京大学出版、2005 年）

斉海山「数理生物学におけるロトカ・ボルテラ競争モデルの経済統合分析への応用可能性」(千葉大学『人文社会科学研究』2008 年)

Bhagwati, J., 2008, *Termites in the Trading System*, Oxford University Press, U.S.A.

Herin, J. 1986, “Rules of origin and differences between tariff levels in EFTA and the EC”, EFTA Occasional Paper No. 13, Geneva

Urata, S. and Okabe, M., 2013, “Trade creation and diversion effects of regional trade agreements: A product-level analysis,” *The World Economy*, forthcoming

【ホームページ】

外務省経済局 HP 『日本の経済連携協定（EPA）の現状と主要国・地域の取組状況 経済連携協定の効果～貿易・投資の動向～』（2012 年 11 月 29 日）

経済産業省 HP http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/1-2wto-teigi.html

財務省 HP

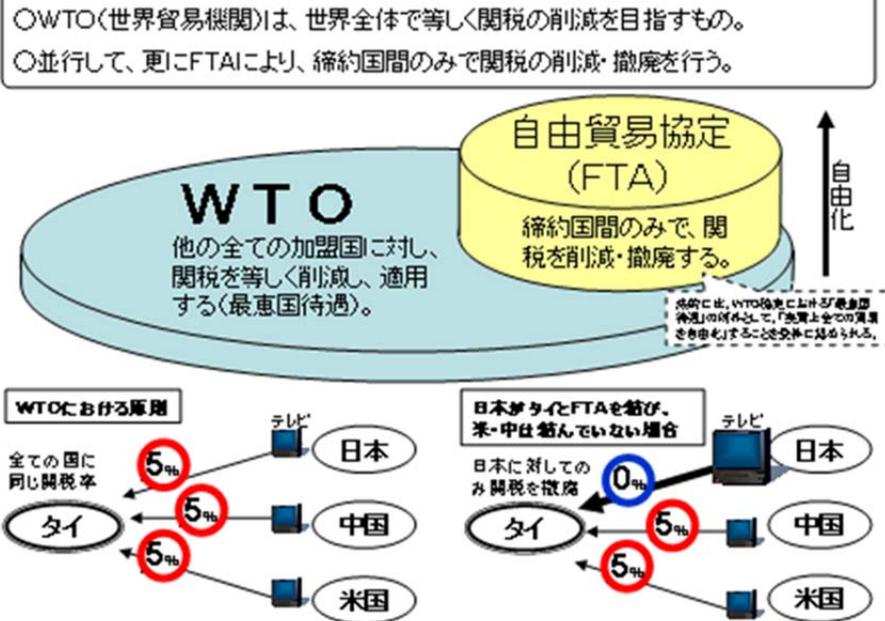
JETRO（日本貿易振興機構）HP

【新聞記事】

読売新聞 12 月 20 日付

図 1.1

WTO(世界貿易機関)とFTAの関係



経済産業省 HP (下記アドレス) より転載

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/1-2wto-teigi.html

表 1.1 GATT 第 24 条における関税同盟、自由貿易地域、中間協定の要件

(第 24 条 5 項、8 項の要件)		
	第 24 条 5 項	第 24 条 8 項
関税同盟	(a) 域外に対し、関税その他の通商規則が、関税同盟の組織前の関税の全般的な水準及び通商規則より高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。	(a)(i) 関税その他の制限的通商規則(11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。かつ、 (ii) 同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。
自由貿易地域	(b) 域外に対し、関税その他の通商規則が、地域統合前にそれらの構成地域に存在していたものより高度又は制限的であってはならない。	(b) 関税その他の制限的通商規則(11 条、12 条、13 条、14 条、15 条及び 20 条を除く)を構成地域間の実質上のすべての貿易について廃止する。
中間協定	(c) 上記(a)又は(b)に加え、妥当な期間内に地域・同盟を完成させるための計画及び日程を含まなければならない。	

(補償的調整)

関税同盟：第 24 条 5 項(a)の要件を満たすに当たり、譲許税率よりも関税を引き上げる場合には、補償的調整を行う(第 24 条 6 項)。

(締約国団への通報、締約国団による検討)

- ・自由貿易地域、関税同盟又は両者の中間協定に参加することを決定する締約国は、その旨を直ちに締約国団に通報しなければならない(第 24 条 7 項(a))。
- ・通報後、締約国団は、中間協定に含まれる計画及び日程をその中間協定の当事国と協議して検討し、適当な場合には勧告を行う(同項(b))。

表 1.2 サービス協定（GATS）第 5 条（経済統合）

以下の要件の下に域内のサービス貿易を自由化する協定を締結することができる。

- ・分野の数、影響を受ける貿易量及び提供の態様を勘案して、「相当な範囲の分野」を対象とすること（第 1 項(a)）。（ガット第 24 条 8 項では、「実質上のすべての貿易について」と規定されている。）
- ・実質的にすべての差別が協定発効時に存在しないこと又は合理的期間内に撤廃されること（第 1 項(b)）。
- ・協定外の加盟国に対して、それぞれの分野におけるサービス貿易に対する障壁の一般的水準を当該協定発効前の水準から引き上げるものであってはならない（第 4 項）。
- ・逆補償を求めてはならない（第 8 項）。
- ・なお、サービス協定において、地域統合を審査するための作業部会は「設置することができる」と規定されているのみで、ガットと異なり必ずしも義務付けられていない（第 7 項(a)）。

開発途上国の間での RTA については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠を定める授權条項）において、以下の要件を満たすことを条件に設立を認めている。

図 2.1 FTA 比率の推移

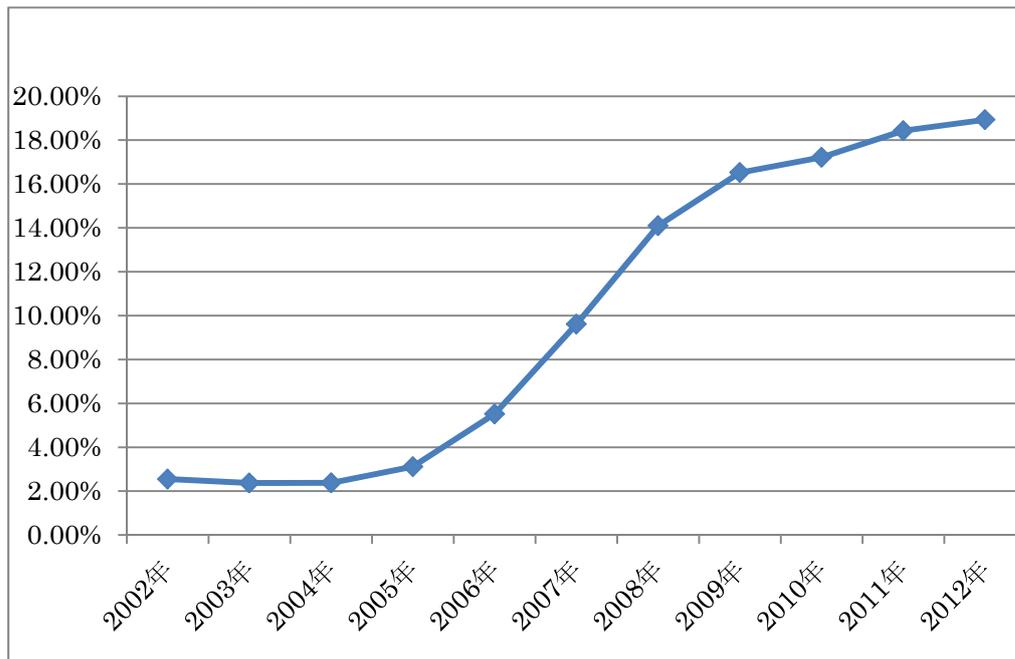


図 3.1 FTA の生産効果と消費効果を含んだ部分均衡モデル

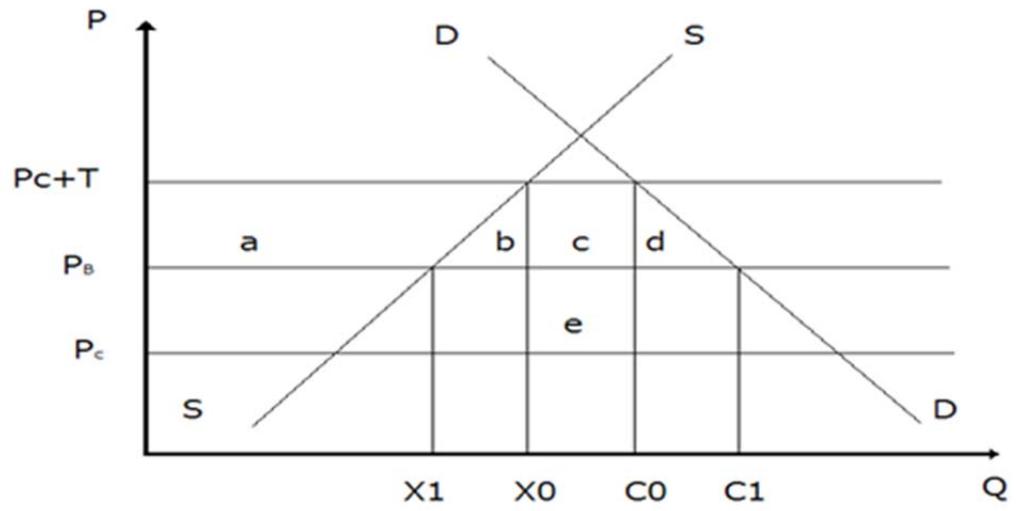


図 3.2 関税が高いケース

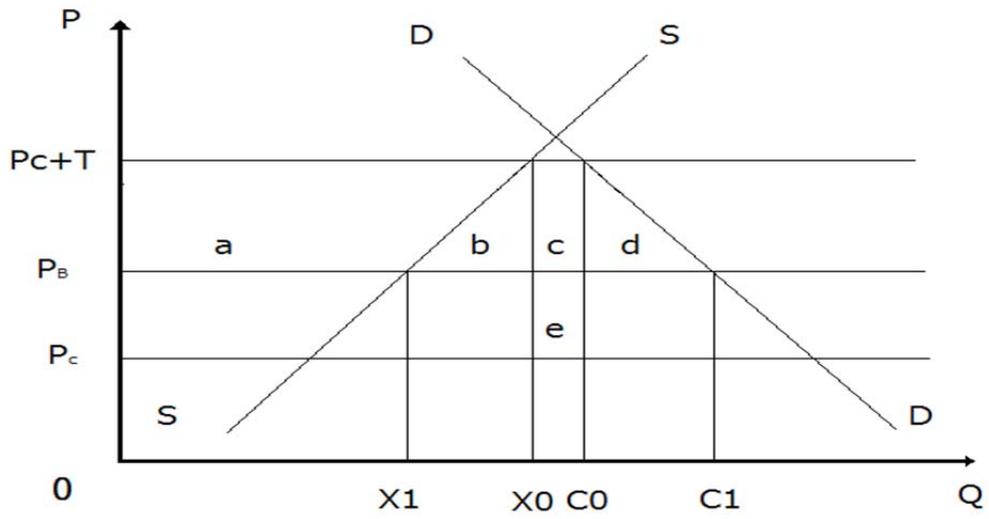


図 3.3 関税が低いケース

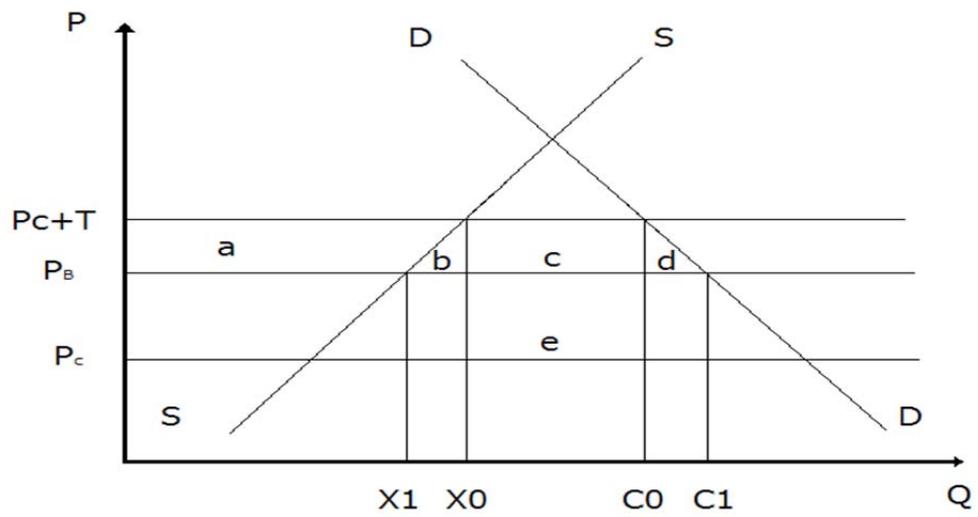


図 3.4 日本を中心としたスパゲッティボール現象

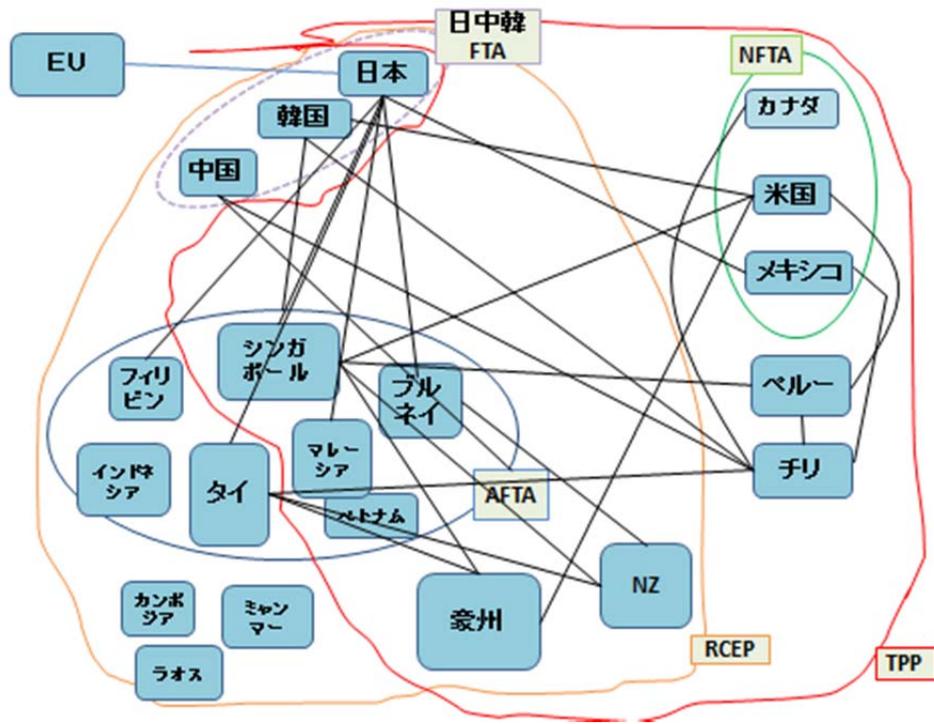


図 4.1

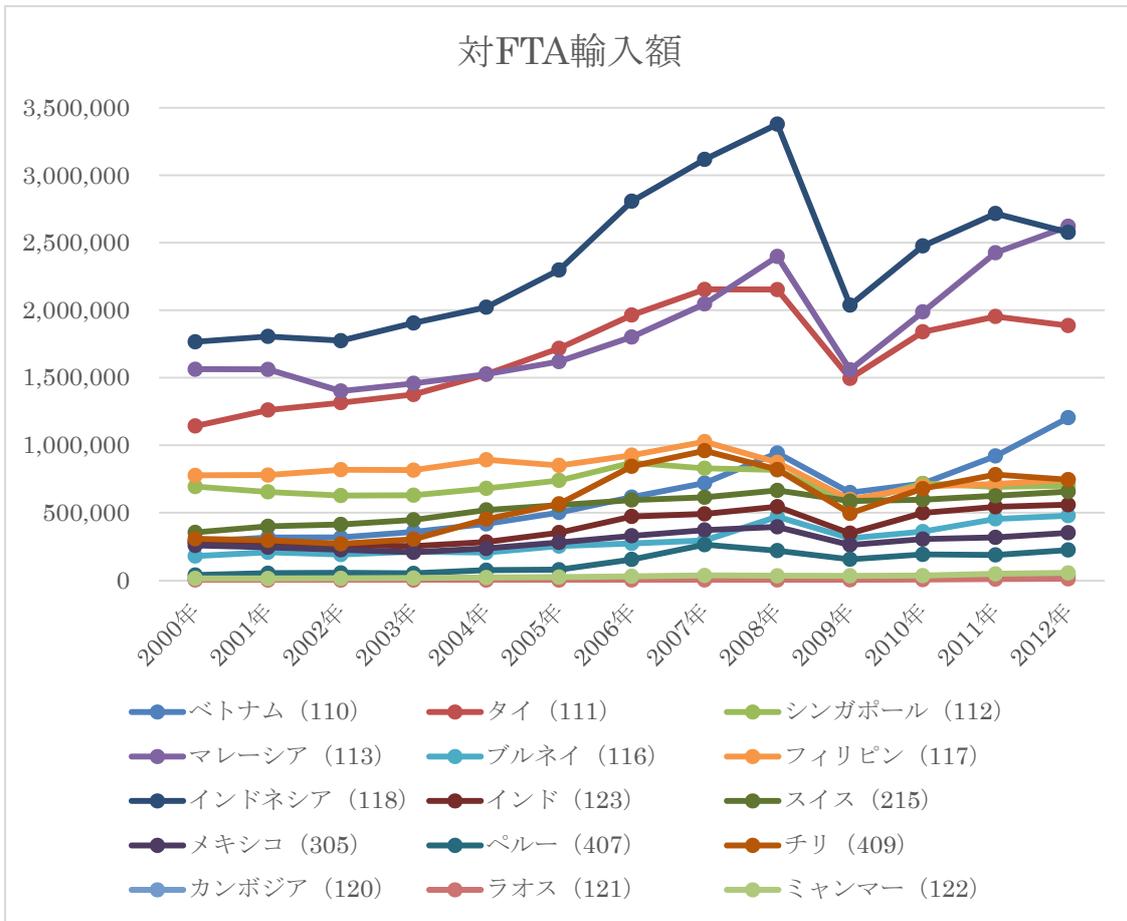


図 4.2

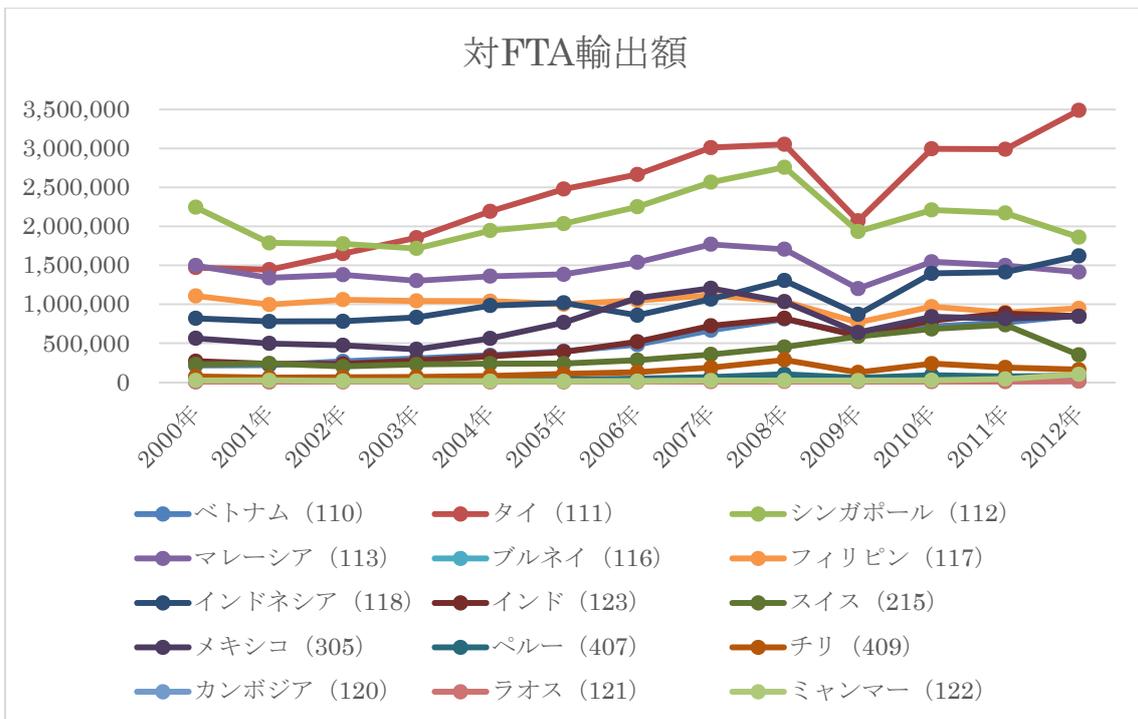


図 4.3

